

公示

「農林水産分野における気候変動対応のための研究開発」
に係る企画競争参加者を募集します。

農林水産省農林水産技術会議事務局は、平成28年度から実施予定の委託プロジェクト研究「農林水産分野における気候変動対応のための研究開発」について、委託プロジェクト研究の実施を希望する研究機関等を一般に広く募ることにいたしました。研究の実施（公募課題の受託）を希望される方は、下記に従って提案書を提出してください。

なお、本公募は、平成28年度予算政府案に基づき行っているため、予算成立が前提となります。今後、予算成立までの過程で内容等に変更等があり得ることをあらかじめ御承知おきください。

記

1 事業概要

(1) 事業内容

IPCC（気候変動に関する政府間パネル）第5次評価報告書（平成26年11月公表）においては、気候システムの温暖化は疑う余地はないとされており、地球温暖化は世界中の自然と社会に深刻な影響を与え、我が国農林水産物の生産にも重大な影響を及ぼすことが懸念されています。さらにIPCCによれば、最も厳しい温室効果ガスの削減努力を行ったとしても、起こるであろう気候変動に対処するためには、短期的対応だけでなく、中長期的な適応が必要とされています。

このため、農林水産省では、平成27年8月に「農林水産省気候変動適応計画」を策定し、さらに11月には政府全体の「気候変動の影響への適応計画」が策定されました。

これらの計画による取組を推進し、将来の気候変動が我が国農林水産業に及ぼす悪影響を最小限に留めるため、これまでに委託プロジェクト研究で取り組んでいる課題に加えて、山地災害の激甚化や人工林の生育環境の変化等に対応するための技術開発、有害プランクトンに対応した迅速診断技術の開発、野生鳥獣被害拡大への対応技術の開発を推進します。

(2) 公募研究課題別の研究開発内容

ア 「山地災害リスクを低減する技術の開発」

（研究内容）

豪雨の増大等、将来の気候変動に伴う山地災害の激甚化に対応しながら持続的な木材生産を行うために、森林の土砂崩壊・流出防止機能の経年変化を的確に予測する技術を開発するとともに、脆弱性が特に高い地域において森林の防災機能を効率的に発揮させるための森林管理技術（配置、面積、樹種転換など）を開発します。

（研究実施期間（予定））

平成28年度～平成32年度（5年間）

（平成28年度の委託研究経費限度額）

31,200千円

(留意事項)

開発技術については、地理的条件を考慮して全国的に適用可能な技術となるようにしてください。

イ 「人工林に係る気候変動の影響評価」

(研究内容)

気候変動シナリオと気象要因を組み込んだ人工林の影響評価モデルを開発した上で、気候変動が人工林の生育に与える影響の予測図を高解像度(1kmメッシュ)の全国地図として作成します。その予測図を元に、2050年と2100年における造林適地マップを作成します。

(研究実施期間(予定))

平成28年度～平成32年度(5年間)

(平成28年度の委託研究経費限度額)

31,200千円

(留意事項)

我が国の代表的な林業樹種であり、特に気候変動による生育への影響が懸念されるスギ人工林を対象に含むようにしてください。

ウ 「気候変動に適応した花粉発生源対策スギの作出技術開発」

(研究内容)

高温や乾燥に強く、成長に優れた花粉発生源対策スギ品種を開発するための育種素材を作出します。

(研究実施期間(予定))

平成28年度～平成32年度(5年間)

(平成28年度の委託研究経費限度額)

40,000千円

エ 「有害プランクトンに対応した迅速診断技術の開発」

(研究内容)

海洋微生物のメタゲノムのデータベースを構築し、水環境・養殖履歴等のデータと合わせて解析することにより、シャットネラ赤潮以外の有害微生物の発生を予測する技術を開発するとともに、新たな魚種の養殖に適した海域を選択できる技術を開発します。

(研究実施期間(予定))

平成28年度～平成32年度(5年間)

(平成28年度の委託研究経費限度額)

包括提案型：67,028千円

個別提案型：7,000千円

(留意事項)

熱帯・亜熱帯性赤潮プランクトンの出現を高感度で探知する手法を開発するにあたり、国内の亜熱帯性海域におけるサンプリングを重点的に実施するとともに、熱帯域の有害プランクトンに関する情報を収集してください。特に重要

な赤潮プランクトンについては、赤潮の発生予測だけでなく、終息予測を行える技術の開発にも取り組んでください。また、海洋微生物のメタゲノム解析及びその関連技術の深化と応用を図り、本課題の研究成果が生産現場に着実に普及される体制としてください。

オ 「野生鳥獣拡大に係る気候変動等の影響評価」

(研究内容)

環境変化による繁殖特性変化など野生鳥獣の個体・群の動向変化の解明を行うとともに、これらを活用して中長期的な視点での野生鳥獣の分布拡大及び被害予測を行います。

(研究実施期間(予定))

平成28年度～平成32年度(5年間)

(平成28年度の委託研究経費限度額)

包括提案型：20,000千円

個別提案型：1獣種あたり5,000千円

(留意事項)

地域レベル(地方公共団体等)の担当者が利用しやすいものとなるようにすること。

カ 「野生鳥獣被害拡大への対応技術の開発」

(研究内容)

ロボットやICT技術など新技術を利用した、高齢者でも容易に取り扱える低コスト・省力的な被害対策技術の開発を行うとともに、獣種別の能力、行動特性等の解明、植生等の環境変化予測を踏まえた、被害対策技術を開発します。

(研究実施期間(予定))

平成28年度～平成32年度(5年間)

(平成28年度の委託研究経費限度額)

包括提案型：36,000千円

個別提案型：1獣種(各提案)あたり5,000千円

(留意事項)

被害対策技術は普及を意識した内容としてください。また、普及に取り組むことができる公設試や研究機関等の参画を必須とします。

(3) 委託件数

各公募研究課題につき、原則1件とします。(包括提案型)

なお、公募課題4、5、6については、これに加え各公募研究課題の一部の技術開発を担う者を採択する場合があります。(個別提案型)

2 応募について

(1) 応募者の資格要件(単独での応募及び複数機関による応募の両方に共通)

委託プロジェクト研究課題には単独で応募することも、複数の研究機関等からなる研究グループで応募することもできます。グループとして応募する場合には、グループ構成員の中から「代表機関」を選定していただきます。

応募者（単独で応募した場合はその者、グループとして応募する場合は代表機関）は、次の から までの要件を満たす必要があります。

民間企業、技術研究組合、公益又は一般法人、独立行政法人、大学、地方公共団体、NPO法人、協同組合等の法人格を有する研究機関等（ ）であること。

研究機関等とは、国内に設置された法人格を有する者であって、以下の2つの条件を満たす機関を指します。

A 研究開発（企画調整を含む。）を行うための研究体制、研究員、設備等を有すること。

B 知的財産等に係る事務管理等を行う能力・体制を有すること。

平成25・26・27年度農林水産省競争参加資格（全省庁統一資格）の「役務の提供等（調査・研究）」の区分の有資格者であること。（地方公共団体は除く。）

物品の製造契約、物品の購入契約及び役務等契約指名停止措置要領に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。

平成28・29・30年度農林水産省競争参加資格（全省庁統一資格）の申請を行っている、又は行う事を確約すること。（地方公共団体は除く。）

委託契約の締結に当たっては、農林水産省から提示する委託契約書に合意できること。

原則として、日本国内の研究開発拠点において研究を実施すること。ただし、国外機関が有する特別な研究開発能力、研究施設等の活用又は国際標準獲得の観点から必要と認められる場合は、この限りではありません。

応募者が受託しようとする公募課題について、研究の企画・立案及び進行管理を行う能力・体制を有すること。具体的には以下の能力・体制を有していること。

- ・ 国との委託契約を締結できる能力・体制
- ・ 事業費の執行において、区分経理処理が行える会計の仕組み、経理責任者の設置や複数の者による経費執行状況確認等の適正な執行管理体制（体制整備が確実である場合を含む。）
- ・ 研究成果の普及、研究実施に係る連絡調整等、コーディネート業務を円滑に行う能力・体制

当該研究の実施計画の企画立案、実施、成果管理等を総括する代表者（以下「研究開発責任者」という。）を選定すること。

研究開発責任者は、次の要件を満たしていることが必要です。

A 原則として応募者に常勤的に所属しており、国内に在住していること

B 当該研究の遂行に際し、必要かつ十分な時間が確保できること

C 当該研究の遂行に必要な高い研究上の見識及び当該研究全体の企画調整・進行管理能力を有していること

なお、長期出張により長期間研究が実施できない場合、又は人事異動、定年退職等により応募者を離れることが見込まれる場合には、研究開発責任者になることを避けてください。

（2）複数の研究機関等が研究グループを構成して研究を行う場合の要件

委託事業は直接採択方式であり、公募課題の一部又は全部を受託者が他の研究機関等に再委託することはできません。

このため、複数の研究機関等が共同で公募課題を受託しようとする場合には、研究グループ（コンソーシアム）を構成し、次の要件を満たすとともに、参画する研究機関等それぞれの分担関係を明確にした上で、研究グループの代表機関から応募していただく必要があります。代表機関には、経理責任者を配置し委託契約の締結、資金管理等の事務的な業務も担っていただきます。

研究グループを組織して共同研究を行うことについて、グループに参加する全ての機関が同意していること。

研究グループと農林水産省が契約を締結するまでの間に、研究グループとして、

実施予定の研究課題に関する規約を策定すること（規約方式）、研究グループ参加機関が相互に実施予定の研究課題に関する協定書を交わすこと（協定書方式）又は共同研究契約を締結することが確実であること（共同研究方式）。

研究グループとして契約を締結する必要があるため、契約締結前に「随意契約登録者名簿登録申請書」を提出すること。

また、研究グループの代表機関以外の研究グループ参加機関を「共同研究機関等」といいます。

共同研究機関等は、次の要件を満たしていることが必要です。

- A 当該研究の遂行に当たり、適切な管理運営を行う能力・体制を有していること。
- B 研究又は関係機関との相互調整を円滑に実施できる能力・体制を有していること。

採択後、契約締結までの間に、当該研究グループを構成する研究機関等に重大な変更等があった場合には、採択を取り消し、改めて委託先の選定を行うことがあります。

（３）普及・実用化支援組織の参画

研究成果を生産現場等へ迅速に普及・実用化させる観点から、できる限り研究グループに、都道府県普及指導センター、民間企業、協同組合等の機関（以下「普及・実用化支援組織」という。）を参画させてください。普及・実用化支援組織の研究グループへの参画が必須となっている公募課題もあります。詳細は、別紙１から別紙２までを御覧ください。）

なお、研究機関等に普及・実用化の活動を行う組織・部署を有している場合は、それを「普及・実用化支援組織」として位置付けて問題ありません。

提案書の「研究実施体制図」には、「普及・実用化支援組織」であることが分かるように記載してください。

「普及・実用化支援組織」は、共同研究機関等のＡ及びＢの要件に加え、次の要件を満たしていることが必要です。

- C 開発される技術等を生産現場等へ導入・普及させるための能力を有していること。
- D 研究又は関係機関と生産現場等との相互調整を円滑に実施できる能力・体制を有していること。
- E 普及に向けた課題解決に必要な助言・指導等ができること。

なお、生産現場等における実証試験を普及・実用化支援組織が担う場合は、以下の要件を追加します。

- F 実証試験におけるデータの収集及び得られた知見を研究グループにフィードバックできる能力・体制を有していること。

（４）応募方法

応募者は、「e-Rad」を利用して平成２８年３月２２日（火）１７：００までに電子申請を行ってください。e-Radを利用した電子申請の詳細については、応募要領別紙３を御覧ください。

e-Radを利用して応募するためには、あらかじめ研究機関等及び研究者情報の登録を行う必要があります。研究機関等及び研究者情報の登録には、通常でも１～２週間程度、混雑具合によってはそれ以上の期間を要する場合があります。また、応募手続を期限直前に行うと、多数の応募が集中し、e-Radの操作に支障が出る場合

もありますので、応募は十分な時間的余裕を持って行ってください。

郵送、持参、FAX及び電子メールによる提出は受け付けることができませんので、御注意ください。

3 説明会の開催

当該提案公募に係る内容、契約に係る手続、提案書類等について説明するため、以下のとおり説明会を開催します。説明会への出席は、義務ではありません。御希望の方は、研究機関ごとに応募要領別紙1及び別紙2の参加申込書に記入の上、説明会の開催前日の12時までにFAXにてお申し込みください（会場の都合により、1機関当たりの参加者数を制限させていただく場合があります。）

・日 時：平成28年2月16日（火）13：30～

・場 所：農林水産省 本館6階 農林水産技術会議委員室（ドア 本678）

4 今後のスケジュール

公募開始（公示） - - - - 2月1日（月）

公募説明会 - - - - - 2月16日（火）

応募の締切り - - - - - 3月22日（火）17：00

委託先の決定 - - - - - 4月中

委託契約の締結 - - - - - 予算成立後

5 問合せ先

本件に関する問合せは、応募要領の公表後から応募の締切りまでの間、下記において受け付けます。なお、審査の経過、他の提案者に関する事項、審査に当たり特定の者にのみ有利となる事項等についてはお答えできません。また、これら以外の問合せについては、質問者が特定される情報等は伏せた上で、その質問及び回答内容を全て農林水産省農林水産技術会議事務局のホームページにて広く周知させていただきますので御了承ください。

記

【公募研究課題について】

農林水産技術会議事務局研究開発官（基礎・基盤、環境）室

担当者 公募研究課題1～3：柴田、牧野

公募研究課題4：齊藤（肇）、齋藤（広）

公募研究課題5、6：安達、牧野

TEL：03-6744-2216

FAX：03-3502-4028

【契約締結について】

農林水産省大臣官房予算課契約班 担当者 大島

TEL：03-6744-7162

FAX：03-6738-6158

【e-Radについて】

e-Radヘルプデスク

TEL：0120-066-877

又は03-3455-8920

e-Rad ポータルサイトの「ヘルプデスクへのお問い合わせ」

(<http://www.e-rad.go.jp/contact/index.html>) も御確認ください。

【その他応募要領全般について】

農林水産省農林水産技術会議事務局研究企画課 担当者 古賀

TEL : 03 - 3501 - 4609

FAX : 03 - 3507 - 8794

以上公示します。

平成28年2月1日

支出負担行為担当官
農林水産省大臣官房参事官（経理）
石上 和夫

お知らせ

農林水産省の発注事務に関する綱紀保持を目的として、農林水産省発注者綱紀保持規程（平成19年農林水産省訓令第22号）が制定されました。この規程に基づき、第三者から不当な働きかけを受けた場合は、その事実をホームページで公表するなどの綱紀保持対策を実施しています。

詳しくは、当省のホームページ（http://www.maff.go.jp/j/supply/sonota/pdf/260403_jigyousya.pdf）を御覧ください。

